# 業務委託契約書

Tanvir Haque Sagor(以下「甲」という)と、サステナブル・ラボ株式会社(以下「乙」という)は、本日、次のとおり業務委託契約(以下「本契約」)を締結する。

#### 第1条(業務委託)

乙は、甲に対し、第2条記載の業務(以下「本件業務」という)を委託し、甲はこれを受託する。

#### 第2条(業務内容)

本契約において委託する本件業務の内容は、次のとおりとする。

- 1. 乙の各種プロダクトの開発、設計、実装等
- 2. その他、前2項の業務の履行に必要な一切の関連業務ないし付随業務

#### 第3条(業務の遂行)

- 1. 甲は、本契約の契約期間中、乙の求めるところに従い、善管注意義務をもって本件業務を誠実に遂行する。
- 2. 甲は、本件業務に関し、こから要求があったときは随時、必要な資料を添えて、本件業務の遂行状況を報告する。
- 3. 甲は、本件業務の遂行の結果として作成された成果物(以下、本件成果物という)を、本契約の定めるところにより、乙に納入する。

### 第4条(業務委託料)

- 1. 乙が、甲に対し、本件業務の対価として支払う業務委託料の計算方法は、次のとおりとする。
- (1) 時給計算による場合(以下、時給方式という)

稼働時間及び作業成果を乙所定の方法により提出し、

乙がこれを確認して認定した稼働時間に、本契約により定めた時給を乗じて当月の業務委託料とする方法。

(2)月額による場合(以下、月額方式という)

当月(毎月1日から当月末日までの期間をいうが、期間が月の途中で開始または終了する場合は、

当月の実日数に基づく日割り計算とする)の業務委託料を一定の金額で定める方法。

(3)成果に応じた報酬として支払う場合(以下、成果報酬方式という)

本件業務の結果、得られた成果に応じて報酬の額を定める方法。報酬額決定に関しては、別途、甲乙間で合意する方法によるものとする。

- 2. 業務委託料の支払いは、毎月末日締め翌々月10日払いとする。時給方式の場合、甲は、乙に対し、翌月15日までに稼働時間及び作業成果を乙所定の方法により提出し(この期日を遅延した場合、乙は、そのために生じた業務委託料の支払いの遅延について責任を負わないものとする)、乙は、翌々月10日までに当月の業務委託料を支払う。成果報酬方式の場合、甲が乙に対して本件成果物を納入した後、乙は、速やかにこれを検収した上、甲の責めによるべき是正部分がある場合を除き、検収の翌々月10日までに所定の業務委託手数料を支払う。
- 3. 乙は、甲に対し、甲が指定した金融機関の口座に振り込み送金をすることにより、業務委託料を支払う。振込手数料は乙の負担とする。
- 4. 本契約に定める対価の額は、特に注記のない限り、全て消費税込みの金額とし、甲が源泉徴収の義務を負う場合には、その額を差し引いた額を支払うものとする。
- 5. 乙は、甲に対し、本件業務の対価として、月額541,667円(税込)を業務委託料として支払う。
- 6. 乙は、業務委託料の支払いに際し、乙が負担すべき経費、立替金、損害金その他乙が甲に対して支払いを求めることができる金員に相当する額を業務委託料から控除することによりその支払いを受けることができる。
- 7. 甲は、事前に書面で合意した場合に限り、合意した額及び回数等の範囲内で、業務委託料と別途、本件業務の遂行に必要となる交通費を乙に請求することができる。交通費を請求する場合の請求及び支払の方法は、業務委託料に準じるものとする。

# 第5条(経費の負担)

- 1. 本件業務の遂行に必要な経費は、本契約における別段の定めまたは甲乙間の別途の書面による合意がない限り、原則として甲の負担とする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、本契約において、以下に定める項目については、事前に乙が承認したものについて乙の負担と する
- (1)本業務遂行に伴う学習用のEラーニング費用、書籍費用
- (2)上記(1)に必要なPC周辺機器等

# 第6条(再委託の禁止)

甲は、乙による事前の書面による承諾を得ない限り、本件業務を甲以外の第三者に再委託してはならない。

# 第7条(契約期間)

- 1. 本契約の契約期間は、2025年5月1日から2026年4月30日までとする。
- 2. 甲は、遅くとも本契約の契約期間終了日までに、本件成果物を乙に納入しなければならない。ただし、別途、甲乙間で 定めた本件業務のスケジュールがあるときはこれに従う。
- 3. 本契約中、第8条5項、第9条に関しては契約期間終了後も有効に存続するほか、契約期間終了以外の事由による契約終了の場合も同様とする。

# 第8条(資料等の提供及び責任)

- 1. 乙は、甲が本件業務を遂行するにつき必要な説明、書類、記録その他の資料(以下、本件資料等という)をその責任と費 用負担において甲に提供しなければならない。ただし、本条にいう提供は、あくまでも本件業務の遂行に必要な限度におけるものであって、所有権、知的財産権その他一切の権利は乙に留保される。
- 2. 乙が本件資料等の提出を怠ったことにより本件業務の遂行に支障を来したときは、甲はその責任を負わない。
- 3. 甲は、本件資料等について、本件業務の遂行に必要な範囲内に限り、甲の責任において複製を行うことができる。ただし、本件資料等について次条規定の秘密情報が含まれるときは、次条の規定による。
- 4. 前条に定める契約期間が終了したときは、甲は、本件資料等及びその複製物の全部について、乙の求めるところに従い、速やかに返却または廃棄(電子データの場合は、復元不能な完全なる削除を意味する。次条においても同様とする)し、その旨を書面により乙に報告しなければならない。
- 5. 本件資料等にかかる外部への漏洩が判明した場合には、乙は甲に損害賠償を請求することができるものとする。

#### 第9条(秘密保持)

- 1. 本契約において「秘密情報」とは、本契約に関連して、一方当事者が、相手方より口頭、書面その他の記録媒体等により 提供 若しくは開示されたか又は知り得た、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味する。但し、①相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、②相手方から提供若しくは開示がなされた後又は知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外する。
- 2. 本契約の当事者は、秘密情報を本契約又は個別契約の目的のみに利用するとともに、相手方の書面による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとする。
- 3. 前項の規定に拘わらず、本契約の当事者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、相手方の秘密情報を開示することができる。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
- 4. 本契約の当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の書面による承諾を得ることとし、複製物については第2項に準じて取り扱うものとする。
- 5. 本契約の当事者は、本契約の終了時又は相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密 情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、その他の記録媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄し、その旨を書面により乙に報告しなければならない。
- 6. 秘密情報にかかる外部への漏洩が判明した場合には、乙は甲に損害賠償を請求することができるものとする。

#### 第10条(知的財産権の帰属)

- 1. 甲は、本件業務の遂行にあたっては、関連法令を遵守し、著作権、特許権その他の知的財産権等の第三者の権利を侵害してはならず、万一、本件業務の遂行に関して第三者から苦情が生じた場合、甲がその責任と負担においてこれを解決しなければならない。
- 2. 甲は、本件成果物が第三者の権利を侵害するものでないことを保証する。
- 3. 本件業務の遂行過程において作成された著作物にかかる著作権は、作成者が甲であるとき(甲の従業員が作成したときは、著作権法15条1項の職務著作とする)は甲に、作成者が乙であるときは乙に帰属する。ただし、乙は、甲の著作権については、著作権法27条、28条の権利を含め、本件成果物の利用に関して全面的かつ包括的な利用許諾を受けるものとする。甲は、この範囲で著作者人格権を行使せず、甲の従業員にも行使させない。
- 4. 本件業務の遂行過程において発明等があったときは、その出願を含む特許権等の知的財産権については、乙が全て権利を有し、甲は乙の書面による承諾を受けることなく出願その他の行為をすることができない。

# 第11条(契約の中途解約)

- 1. 甲または乙は、特段の事情がなくとも、2週間前に相手方に書面で通知することにより、本契約の契約期間中であっても、本契約を中途解約することができる。
- 2. 本契約が中途解約によって終了し、甲に本契約に関する重大な違反がない場合、乙は、甲に対し、中途解約による契約終了時までの業務委託料を支払う。ただし、成果報酬方式による場合には、契約終了時における出来高の程度を乙が判断して定める。

### 第12条(債務不履行による解除)

- 1. 甲または乙は、相手方に本契約の一にでも違反があった場合、書面により1週間以内に是正するよう書面により催告し、なお是正されないときは、相手方に書面で通知することにより直ちに本契約を解除することができる。
- 2. 甲または乙は、相手方が社会通念上のいわゆる反社会的勢力であることが判明したときは、前項の規定に拘わらず即座に本契約を解除することができる。相手方が監督官庁から営業停止等の処分を受けたとき、破産等の法的倒産手続または支払不能等のこれに準じる信用不安の状態に陥ったとき、その他契約の継続を維持しがたい重大な信用毀損が発生した場合も、同様とする。
- 3. 本条による契約解除の場合、解除当事者は、相手方に対し、生じた損害の賠償を請求することができる。

### 第13条(契約内容の変更)

本契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面によって、明確に本契約を変更することを合意することによってのみ、これを行うことができる。

## 第14条(相手方に対する通知等の方法)

本契約において相手方に対する通知等を行う場合、書面によることを定めた事項については、電子メール、各種チャットないしS

NS等、甲乙間で本件業務に関して使用することに合意した電磁的方法を含むものとする。

# 第15条(協議条項)

本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本契約に規定のない事項については、甲及び乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

# 第16条(裁判管轄)

本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

### 第17条(準拠法等)

- 1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に基づき成立し、日本法に基づいて解釈されるものとする。
- 2. 本契約に基づいて行われる全ての支払は日本円によるものとし、為替差損が生じた場合も乙は責任を負わない。

本契約の成立を証するため、甲乙双方は電磁的方法によって署名する。

# 2025年4月17日

甲 住所 Post: 8205, HOUSE 1165, ICHAKATHI, KASHIPUR, WORD:29, BARISAL SADAR ,BARISAL, BANGLADESH

氏名 Tanvir Haque Sagor

乙 所在地 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル4階 FINOLAB内 会社名 サステナブル・ラボ株式会社 代表者氏名 代表取締役 平瀬 錬司 株式会社